

事務連絡
令和6年9月6日

指定障害福祉サービス事業所 管理者様

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課長

「令和5年度就労系障害福祉サービスにおけるICT機器等導入支援事業の実施」に係る所要額調査（追加協議分）について（依頼）

平素より、本市の障害福祉施策に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記事業につきまして、厚生労働省から所要額調査について追加の依頼がありました。つきましては、当該事業の活用を希望される事業所におかれましては、次に記載の事項を御確認のうえ、令和6年9月27日（金）17時までに、下記5に記載の「事業計画書・積算内訳書・体験会実施事業計画書のエクセルデータ、見積書、パンフレット・カタログ」の御提出をお願いします。

今回は所要額調査になりますので、別途正式に申請書等を提出いただく必要がります。

1 施策の目的

事業所の生産活動の改善等に向けた取組をさらに支援するため、障害特性に配慮したICT機器等の導入に係る費用の補助を通じ、利用者が働きやすい職場環境を整備することにより、障害者の生産能力の向上を図るとともに、障害者が従事可能な担当業務の拡充を図る。

対象となるICT機器等は以下のとおりとする。

- (1) 導入することで、障害者の従事可能な担当業務の拡充が図られるもの
- (2) 生産活動を行うために障害者自身が利用するもの
- (3) 導入することにより、障害者の工賃や賃金の向上が見込まれるもの

上記はいずれも、RPAやAI等の技術を搭載したものが望ましい。

(例) 従来のレジ打ちが困難な利用者向けのAIレジ、遠隔で操作できる接客ロボットやドローン、障害者が使いやすいうように改良したPCやタブレット等を使用したアプリ（ただし、単なるPCやタブレットの購入費用は補助対象とならない）、事務作業の簡略化のためのRPA技術を搭載したもの、研修用のVRゴーグル 等

2 対象となる事業所

本事業の対象となる障害者就労施設等は次の（1）から（4）のとおりとする。

- (1) 就労継続支援A型事業所（経営改善計画書若しくは賃金向上計画を都道府県に提出している事業所又は都道府県が認めた事業所）
- (2) 就労継続支援B型事業所（各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づ

き、自らも「工賃向上計画」を作成している事業所又は都道府県が認めた事業所)

- (3) 生活介護事業所（生産活動を行っている場合）及び地域活動支援センターのうち、「工賃向上計画」を作成し、積極的な取組を行っており、工賃の向上に意欲的に取り組む事業所について都道府県が認めた事業所
- (4) 共同受注窓口（「共同受注窓口」とは、受注内容を対応可能な複数の障害者就労施設等にあっせん・仲介する等の業務を行う者をいう。）

4 経費の補助

本事業に要する費用の一部について、別表に定めるところにより補助するものとする。

5 提出物

- (1) 事業計画書、積算内訳書、体験会実施事業計画書（エクセルデータ）
- (2) 見積書（PDFデータ）
※ 複数の業者から見積書を取得し、全ての見積書を提出するとともに、最低価格を提示した業者を選定してください。
- (3) パンフレット・カタログ等（PDFデータ）

6 提出先

5 (1)、(2)、(3) の提出物を次の障害者社会参加・就労支援課のメールアドレスまで御提出ください。40syusien@city.kawasaki.jp

7 提出期限

令和6年9月27日（金）17時（必着）

期限までに提出がない場合は、該当がないものとして処理します。期限後の申請は一切受け付けられません。

8 留意事項

- ・ 国及び川崎市の予算動向等により、補助事業を実施しない場合や補助事業が採択されない場合があります。
- ・ 本事業における国の予算額は3.2億円の予定です。申請者が補助上限まで申請した場合、全国で320事業所程度が国からモデル事業として選ばれ、補助がなされる予定です。
- ・ 本事業は「障害者就労施設の工賃向上に資する生産設備の導入モデル事業の補助金」と補助対象が重複することから、併給できません。
- ・ 川崎市が補助金の交付決定をする前の事業着手（契約等）は認められません。
- ・ 複数の事業所を運営する法人は、事業所ごとにとりまとめて提出してください。
- ・ 本事業に採択された事業者は管内の障害者就労施設等に対して取組事例の情報提供や導入した機器等の試用等の体験会を実施するとともに、全国の障害者就労施設に

おけるICT機器等の導入の参考に資するよう導入した効果等について、川崎市に報告するとともに、報告内容等について、各事業所のホームページ等で公表していただきます。なお、川崎市及び厚生労働省が事例として公表等を行う可能性があります。

- 今後事業内容や助成要件等について、変更が生じる可能性がありますので、御留意ください。

川崎市健康福祉局障害保健福祉部
障害者社会参加・就労支援課 担当
電話 044-200-2457
メール 40syusien@city.kawasaki.jp

別 表

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
直接補助事業	ICT機器等導入支援事業 1 施設又は事業所あたり1,000千円	障害者の障害特性に配慮したICT機器等の導入支援に必要な工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金	1 / 2
	ICT機器導入のための好事例の情報提供や試用等の体験会実施事業 293千円	障害者の障害特性に配慮したICT機器等の導入のための好事例の情報提供や試用等の体験会の実施に必要な謝金、報償費、旅費、需用費、消耗品費、会議費、印刷製本費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	1 / 2
間接補助事業	ICT機器等施設等に対する導入支援事業 1 施設又は事業所あたり1,000千円	障害者の障害特性に配慮したICT機器等の導入支援に必要な工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金	2 / 3